

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

(部分は、変更部分)

新					旧				
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月(受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p>					<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月(受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p>				
種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額	種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円	地上 契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円		継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円	衛星 契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円		継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円	特別 契約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円		継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円
<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2～3 (略)</p>					<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2～3 (略)</p>				
<p>(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引))</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件(沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件(12か月前払額である場合に限る。)、97件、98件または99件とする。)である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払額である場合で、<u>第6条第3項第3号に定める継続振込により支払う場合に限る。</u>)である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>4 (略)</p>					<p>(多数契約一括支払に関する特例(多数一括割引))</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件(沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件(<u>6か月前払額または12か月前払額</u>である場合に限る。))、97件、98件または99件とする。)である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(<u>6か月前払額または12か月前払額</u>である場合に限る。)である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>4 (略)</p>				

<p>(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。<u>ただし、特別契約を締結している放送受信契約者が、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、<u>クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>第5項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。</u></p> <p>12 <u>クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>13 (略)</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、<u>クレジットカードにより支払うことができる。</u></p> <p>10 (略) (新設)</p> <p>11 <u>クレジットカード等継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>12 (略)</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成26年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成25年6月1日</u>から施行する。</p>

(削除)

(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)

2～4 (略)

5 衛星契約を締結している者が、付則第3項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。

6 付則第3項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

(アナログ放送の終了に関する措置)

7～8 (略)

9 NHKは、付則第7項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

10 付則第8項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第8項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

11 (略)

12 付則第8項および第9項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第11項各号」と、「終

(普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)

2 平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、平成25年3月31日までの間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める支払区分が口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約を適用する。

(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)

3～5 (略)

6 衛星契約を締結している者が、付則第4項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。

7 付則第4項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

(アナログ放送の終了に関する措置)

8～9 (略)

10 NHKは、付則第8項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。

11 付則第9項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第9項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

12 (略)

13 付則第9項および第10項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第12項各号」と、「終

了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第7項の届け出」とあるのは「付則第11項の提出」と読み替えるものとする。

了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第8項の届け出」とあるのは「付則第12項の提出」と読み替えるものとする。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星 契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継続振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星 契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継続振込等	2,065円	11,780円	22,930円